

新					旧				
別表3 優良自動車整備事業に係る違反点数					別表3 優良自動車整備事業に係る違反点数				
違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考	違反条	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備考
法31条	・車台番号等の塗まつ行為等	・車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等	10点／台	1台の自動車の車台番号及び原動機の様式の双方を行った場合には20点／台 故意に車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等を行った場合には、30点／台	法31条	・車台番号等の塗まつ行為等	・車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等	10点／台	1台の自動車の車台番号及び原動機の様式の双方を行った場合には20点／台 故意に車台番号、原動機型式の塗まつ、切り接ぎ等を行った場合には、30点／台
					法78条-1項	・未認証行為	・認証を受けた作業場以外で分解整備を実施	5点	
法94条-1項	・虚偽の認定申請	・虚偽の認定申請	取消		法94条-1項	・虚偽の認定申請	・虚偽の認定申請	取消	
-2項 [優良規則8条]	・標識の掲示違反	・公衆の見易いように標識を掲示していない	3点		-2項 [優良規則8条]	・標識の掲示違反	・公衆の見易いように標識を掲示していない	3点	
法94条-4項 [優良規則5条及び6条]	・検査の設備等が基準不適合	①点検に付随して行われる整備作業が実施できる体制にない	3点	注3-2	法94条-4項 [優良規則5条及び6条]	・検査の設備等が基準不適合	①点検に付随して行われる整備作業が実施できる体制にない	3点	注3-2
-1号 -2号		②検査作業と整備作業が分業化されていない	3点	注3-2	-1号 -2号		②検査作業と整備作業が分業化されていない	3点	注3-2
-3号		③必要な施設が備え	3点	注3-2	-3号		③必要な施設が備え	3点	注3-2

		られていない						られていない		
	-4号	④完成品に恒常性を有していない	3点	注3-2		-4号	④完成品に恒常性を有していない	3点	注3-2	
	-5号	⑤主任技術者を有していない	3点	注3-2		-5号	⑤主任技術者を有していない	3点	注3-2	
	-6号	⑥工員が不足している	3点	注3-2		-6号	⑥工員が不足している	3点	注3-2	
	-7号	⑦整備士の保有数を確保していない	3点	注3-2		-7号	⑦整備士の保有数を確保していない	3点	注3-2	
	-8号	⑧健全な経営でない	3点	注3-2		-8号	⑧健全な経営でない	3点	注3-2	
	-9号	⑨法令の規定を遵守する体制でない	3点	注3-2		-9号	⑨法令を遵守する体制となっていない	3点	注3-2	
	[優良規則7条-1号]	・検査の設備等が基準不適合				[優良規則7条-1項]	・検査の設備等が基準不適合			
	-2号	①作業区分に係る作業内容に定める作業が実施できる体制がない	3点	注3-2		-2項	①作業区分に係る作業内容に定める作業が実施できる体制がない	3点	注3-2	
		②検査作業と整備作業が分業化されていない	3点	注3-2		-3項	②検査作業と整備作業が分業化されていない	3点	注3-2	
		③必要な施設が備えられていない	3点	注3-2		-4項	③必要な施設が備えられていない	3点	注3-2	
		④完成品に恒常性を有していない	3点	注3-2		-5項	④完成品に恒常性を有していない	3点	注3-2	
		⑤主任技術者を有していない	3点	注3-2		-6項	⑤主任技術者を有していない	3点	注3-2	
		⑥工員が不足している	3点	注3-2			⑥工員が不足している	3点	注3-2	

		⑦整備士の保有数を確保していない	3点	注3-2			⑦整備士の保有数を確保していない	3点	注3-2	
		⑧健全な経営でない	3点	注3-2			⑧健全な経営でない	3点	注3-2	
		⑨法令の規定を遵守する体制でない	3点	注3-2						
法94条-5項 [優良規則9条]	・変更の未届出	①変更届出の未提出	3点	注3-1		法94条-5項 [優良規則9条]	・変更の未届出	①変更届出の未提出	3点	注3-1
		②虚偽の変更届出	取消					②虚偽の変更届出	取消	
法99条の2	・不正改造	・不正改造を実施(要求し、依頼し若しくは唆し又は幫助した場合を含む。)	15点/台	5台以上は取消し		法99条の2	・不正改造	・不正改造を実施(共謀、教唆を含む。)	15点/台	5台以上は取消し
法100条-1項	・報告違反等	・報告徴収指示に対して報告せず、又は虚偽の報告を行った	60点			法第100条				
-2項	・立入検査の拒否等	・立入検査の拒否、妨害、忌避(正当な理由なく対応しない場合を含む。)又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を行った	60点				・立入検査の拒否等	・立入検査の拒否、妨害、忌避又は質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を行った	60点	
注3-1: 変更事項が複数項目あった場合でも1違反事項とする。 注3-2: 具体的違反事例が同一違反事項の場合、併科する。					注3-1: 変更事項が複数項目あった場合でも1違反事項とする。 注3-2: 具体的違反事例が同一違反事項の場合、併科する。					